

神奈川県上溝団地連合自治会会則

第1章 名称及び所在

第1条 名称及び所在

本会を神奈川県上溝団地連合自治会と称し事務所を上溝団地集会所（相模原市中央区光が丘3丁目7番11号）におく。

第2条 目的

本会は当団地内各自治会の代表機関とし、関係当局と連絡を密にし、団地住民の安全確保及び生活環境の改善を図ると共に、各自治会共通の諸問題を解決し、親睦を深め結束を強化し更に自治会活動を積極的に助けることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1・関係機関に対する住民の意見、希望の陳述。
- 2・各自治会相互の親睦、強調のための事業。
- 3・各自治会共通の諸問題の検討、解決。
- 4・各自治会活動への指導、援助。
- 5・共有物の管理。
- 6・その他、自治会振興と地域振興に必要な事業。

第4条 構成及び単位

本会は上溝団地内の各自治会をもって構成する。

第2章 役員

第5条 役員（運営委員）

- 1・本会に左記の役員を置く。
会長1名 副会長3名 総務2～3名 会計2名
会計監査2名（代議員より選出）
- 2・会長、副会長、総務、会計は各区自治会会長による互選により選出、但し連合会長は第13条特別委員会に基づき推薦委員会を設け推薦委員会により選任され且つ本人の承諾を得て選出が出来る。
- 3・上溝団地連合自治会会則第2条の遂行に基づき（目的達成するため）顧問（相談役）をおくことが出来る。
[1] 顧問（相談役）は運営委員会に諮り、会長が委嘱する。
[2] 顧問（相談役）は運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
但し決議に加わることは出来ない。

第6条 専門部及び「長」

本会の決議事項を円滑に執行するため、左記の専門部を設け各専門部に責任者「長」をおく。

広報部	厚生部	環境衛生部
交通部	防犯防災部	文体部

第7条 職務

- 1・会長は本会を代表し、会務を総轄する。
- 2・会長は、地域振興と自治会振興の円滑化を図るため対外委員の招集を行い、運営委員会との調整を行わなければならない。
- 3・副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 4・総務は本会の事務処理をし、会議の議案書を作成し議事録を取る。尚、集会所の事務管理を行う。
- 5・会計は会計事務を処理する。
- 6・会計監査は随時会計事務を監査する。
- 7・運営委員は会務を処理し総会及び運営委員会の決議事項を執行する。

- 8・広報部は会報（フレッシュかみみぞ）を発行し広報活動を行う。
- 9・厚生部は主として福利厚生業務を行う。
- 10・環境衛生部は主として衛生業務を行う。
- 11・交通部は主として交通問題の全般の処理を行う。
- 12・防犯防災部主として防犯・防火・防災業務を行う。
- 13・文体部は文化・体育活動を通じ会員相互の親睦を図る。
- 14・各専門部は単位自治会の担当役員と定期的に少なくとも2ヶ月に1回の会議を持たなければならない。

第8条 選任・資格

- 1・運営委員会は連合会長、各自治会の会長、各自治会会長を除く2役より選出された1名及び専門部長1名の代表者をもってなる。
- 2・広報部・厚生部・環境衛生部・交通部・防犯防災部・文体部・には部長を選出し副部長は各区2役より選出する。
- 3・議長及び会計監査は代議委員の中から選出する。
- 4・代議委員は各棟1名の代表とする。但し、各区の事情により2棟及び3棟で1名等でも良い、高層住宅の場合は各階1名を基本とする。
- 5・連合自治会運営委員会の推薦により公的各種団体に席を有する委員を対外委員とする。

第9条 任期

- 1・役員の任期は通常総会より翌年総会までとする。各委員は新旧運営委員会の承認の上で本人の同意を得て再選を妨げない。
- 2・公的各種団体に登録されている対外委員の任期はその団体の規約に準じ再選はさまたげない。
- 3・役員が欠員になった場合は速やかに後任者を選出しなければならない。
- 4・運営委員は会を円滑に運営するために、任期満了後2ヶ月間に於いて左記の活動を行う。
 - ① 事務引継ぎの完了。
 - ② 運営委員会専門部に於ける助言。
 - ③ その他引継ぎに必要なこと。

第3章 組織及び運営

第10条 総会及び臨時総会

- 1・総会は代議員制とし、本会の最高決議機関で年1回3月に催し、代議員の過半数をもって成立する（委任状も含む）。又、その議決は出席代議員の過半数をもって決定される。
- 2・臨時総会は、運営委員会の過半数の同意、又は代議員の3分の1以上の要請により開催することが出来る。

第11条 運営委員会

運営委員会は総会に継ぐ議決機関で、運営委員会定数の3分の2以上の出席を持って成立し月1回開催する。運営委員会の議決は出席者の過半数を持って成立する。

第12条 単位自治会

各単位自治会は、この会則に準じた会則をもって組織されなければならない。但し各々の自主性は認める。

第13条 特別委員会

自治会運営上、特に重要な問題を処理推進するために、必要に応じ特別委員会を設けることが出来る。

第14条 議決

本会の議決事項は各自治会の議決事項に優先する。但し本会の議決事項を執行するにあたり、なんら障害とならないものはこの限りではない。

第4章 会 計

第15条 会計年度

本会の会計年度は通常、総会より翌年総会までとする。

第16条 会 費

- 1・本会の会費は1世帯1ヶ月150円とし、毎月納入しなければならない。但し、納入した会費は理由の如何を問わず返還しない。又、その他をもって充てる。
- 2・臨時徴収
運営委員会の議決を得れば臨時徴収することができる。

第17条 会計事務

会計は少なくとも次の書類を備えて会計事務を処理しなければならない。

- 1・現金出納帳
- 2・什器備品台帳

第18条 会計報告

会計は通常、年1回会計監査をへて総会で代議員に決算書を提出しなければならない。

第5章 入 会

第19条 入 会

本会への入会は1区域1自治会で発足と同時とする。

第6章 本会共済に関する事項

第20条 会員（世帯主）弔慰

会員（世帯主）の弔慰について左記の通りとする。

- 1・ 会員（世帯主）
 - 2・ 住宅の全焼
- 1・右記（1）（2）に該当する会員の遺族が諸種の事情により葬儀その他の準備及び事後処理が困難の場合、該当自治会の役員が一切の処理代行、援助を行う。
尚、必要に応じ連合自治会に要請するものとする。
 - 2・弔慰金・見舞金

会員（世帯主）死亡	5千円
配偶者死亡	5千円
会員同居家族死亡	5千円
住宅の全焼	1万円

第7章 表彰及び補助

第21条 上溝団地連合自治会は公的に定められた活躍により、団地の名誉を著しく高めた団体・個人に対して自治会長の推薦により、運営委員会の会議を経てこれを決定する。

- 1・団体等に関しては壹万円を限度としてこれを補助する。
- 2・個人に関しては表彰状と記念品を進呈する。尚、団体は全員が上溝団地連合自治会の会員であること。
- 3・推薦委員会より選任された連合会長には会長手当とし1年で金50,000円を支給する
又、連合自治会から推薦の公民館運営協議会（1名）・文化委員（2名）・青少年委（名）健全育成委員（1）にも1年で金10,000円を支給する。
活動費は連合自治会対外活動費から支給する。

第8章 付 則

第22条

- 1・集会所の利用に関する規定及び備品の使用に関する規定は別に定める。
- 2・推薦委員会の会務の細則は別に定める。

第23条 補 充

本会の会則にない事項については運営委員会で決定する。

第24条 施 行 ・ 改 正

この会則は昭和52年1月16日から実施する。

この会則の改正は総会の承認を得るものとする。

昭和45年5月7日	第5条改正
昭和50年4月1日	第20条に項追加
昭和51年6月27日	第16条1項改正
昭和52年1月16日	第8条1項・2項改正 第10条1項改正
昭和52年4月17日	第9条1項改正
昭和55年3月30日	第20条に項改正
昭和58年3月27日	第3条7項改正 第6条改正
〃	第7条12項・13項改正・17項追加
〃	第8条1項・2項改正・5項追加 第9条1項改正・2項追加
〃	第10条1項改正 第21条追加
平成元年4月1日	第5条2項追加 第22条2項追加
平成6年3月27日	第6条改正
〃	第7条15項削除（16項を15項に、17項を16項に繰り上げる）
平成12年3月26日	第3条7項追加（7項を8項に繰り下げる）
〃	第6条改正 第7条10項改正 第8条2項改正・3項追加
〃	第16条1項追加
平成13年3月25日	第1条改正
〃	第3条7項追加（7項を8項に、8項を9項に繰り下げる）
〃	第5条改正 第22条3項追加
平成14年3月24日	第6条改正
〃	第7条12項～16項削除・改正 第8条2項改正
平成18年3月26日	第3条6項・8項削除 第16条1項1部削除 第22条1項削除
平成26年1月15日	第3条6項削除（7項を6項に繰り上げ） 第5条1項改正
〃	第5条2項を追加（2項を3項へ繰り下げ） 第7条7項・13項改正
〃	第8条1項改正・2項改正・4項改正 第9条1項改正
〃	第21条3項追加 第22条2項削除追加
平成28年3月27日	第6条改正・防災部と防犯部を統合し防犯防災部とする
平成31年3月31日	第20条弔慰費 一律5,000円とする
〃	第7章 第21条3項を追加する